

# 農作物(水稲)共済損害防止事業補助金交付要綱

## (目的)

- 第1条 この要綱は、組合が実施する水稲共済における損害防止事業の展開と組合員の被る損害を未然に防止するため、獣害対策、虫害（スクミリンゴガイ（俗称ジャンボタニシ）、ウンカ）対策を目的として設置する器具等購入経費及び薬剤費の一部を補助することに必要な事項を定める。
- 2 損害防止は、集落及び地域全域で対策を行うことでより効果が上がるため、収入保険に加入し組合員資格を有する収入保険加入者も含めることとする。

## (補助対象)

第2条 この要綱による補助対象者は、水稲共済（半相殺方式6割、地域インデックス方式8割7割補償を選択する組合員は除く）又は収入保険に加入している組合員等とし、水稲の獣害対策を目的として設置する下記の器具等、及び虫害対策に使用する下記の薬剤に対して、購入経費の一部を補助対象とする。

1. 電気防護柵（部材のみでも可）
2. 電柵用バッテリー及び電池
3. 鉄線柵及び金網柵（部材のみでも可）
4. 防獣用ネット柵（部材のみでも可）
5. トタン柵（部材のみでも可）
6. 箱罾
7. くくり罾（罾一式セットの物）
8. スクミリンゴガイ用薬剤  
（スクミリンゴガイの登録薬剤、但し石灰窒素は除く）
9. 箱苗施薬及び水稲苗  
（トリフルメゾピリム成分を含むものに限る）

## (補助金交付額)

第3条 この補助金の交付額は、購入費の総額を対象経費とし30%を交付額とする。ただし、県及び市町村の補助があった場合については、補助金控除後の総額を交付対象経費として算定し、交付額を算出する。一経営体の交付額及び交付金額合計の上限は以下のとおりとする。

1. 第2条1～7の交付金は、一経営体ごとに40万円を限度とする。
2. 第2条8の交付金は、薬剤散布合計面積10a当り800円を限度とし、一経営体ごとに本年加入面積に800円を乗じた額を上回らない額とする。
3. 第2条9の交付金は、一経営体ごとに本年加入面積に10a当り400円を乗じた額を限度とする。
4. 第2条8及び9を併せて申請した場合の交付金は、一経営体ごとに本年加入面積に1,000円を乗じた額を上回らない額とする。
5. 交付額は水稲共済損害防止事業の予算の範囲内とする。

(交付条件)

第4条 補助金の交付条件は、下記の要件を満たすものとする。

1. 当該年産に係る水稲作付け耕地の獣害対策を目的として、新たに購入し設置及び虫害対策を目的として、新たに購入し散布した登録農薬であること。
2. 電柵用バッテリー及び電池は、電柵用のみに使用する場合に限る。
3. 箱罌・くくり罌の申請は、免許所持者に限る。
4. 補助金交付申請に係る書類が全て提出され、不備がないこと。

(交付金の申請)

第5条 当該補助金の交付を受けようとする組合員等は、水稲共済損害防止事業補助金交付申請書に、下記書類を添付し申請しなければならない。

なお、集落単位等で申請する場合は第2条1～5については様式第3-1号、第2条8及び9は様式第3-2号を添付するものとする。

1. 獣害対策においては、交付金申請書（様式第1号）及び設置報告書（様式第1-2号）に器具等の購入内容の明細を証明できる書類の写し（購入伝票、明細票、明細付領収書等）及び設置状況の写真を提出、箱罌・くくり罌については狩猟免許等の写しを提出すること。（対象器具ごとに圃場等に設置後の写真を1枚以上添付すること、くくり罌は設置前にセット数がかかる写真、電池については写真の添付は必要なし）
2. 虫害対策においては、交付金申請書（様式第2号）に農薬の薬剤名等を証明できる書類の写し（納品書、予約注文書（控）、購入伝票、明細票、領収書、レシート等）を提出すること。
3. 県及び市町村の補助金交付決定通知書の写し（共済組合から提出を求められた組合員等のみ提出）。

(申請書等の提出期限)

第6条 補助金交付申請者は、第5条1に該当する書類を当該年産の属する11月末までに、第5条2に該当する書類を当該年産の属する8月末までに、署名または押印し組合長へ提出しなければならない。また、県及び市町村の補助金交付決定通知書の写しの提出を共済組合から求められた組合員等については、受領後すみやかに提出しなければならない。

(補助金の決定)

第7条 組合長は交付申請書及び設置状況報告書等の内容を審査のうえ補助金の額を決定し、損害防止事業補助金支払決定通知書（様式第4号）により通知する。

(補助金の交付)

第8条 組合長は、補助金交付決定者に対し、補助金交付決定額を指定口座へ振り込むものとする。

(補助金の返還)

第9条 組合員等が虚偽及び不当な申請をしていた場合、組合長は補助金の返還を求められることができる。

(要綱の改廃)

第10条 この要綱の改廃は、組合長が定める。

(適用期間)

第11条 この要綱の規定は、令和4年4月1日から1年間の適用とする。